農業経営の規模拡大と農地保有合理化促進事業の役割に関する調査

宮城県南方町外

大泉一貫
須川和比古

1. 只野農場の解体と賃貸借
2. 南方町における「第二所有権」意識の形成
3. 中田町での地主・借受人の共同経営

1. 只野農場の解体と賃貸借

我国最大の米作農場といわれた宮城県の只野農場は、昭和46年以降、自らの所有水田38haを農地管理公社を通した賃借にのせることによって事実上解体する。

只野農場の所有地は県内三ケ所に分散しており[1]、自宅のある田尻町と最も遠い中田町との間は約20㎞以上離れている。只野農場の土地集積過程については、大原一郎「水田大規模経営の実態」、河相一成「大規模稲作経営の解体と農地保有合理化促進事業[2]」に詳しく、そこでは大規模経営成立の基盤が、大家族制の維持と、戦前期からの原野(遊水地)所有にもとづく昭和30年代前半期の開田にあったことを指摘している。さらに只野農場の解体についても、その原因がすでに原野開拓の中に存在していたと指摘している。すなわち、開田に要した借入金が昭和38年には約3667万円にもものぼっていたにもかかわらず、常襲冠水地という劣悪な土地条件だったうえ、通作距離が長くしかも

1) 宮城県遠田郡田尻町に7.5ha、同登米郡南方町に4.5ha、同登米郡中田町に25.5 ha。

2) 河相一成:「土地と農業」№1所収。

第1図　只野家系図と相続関係

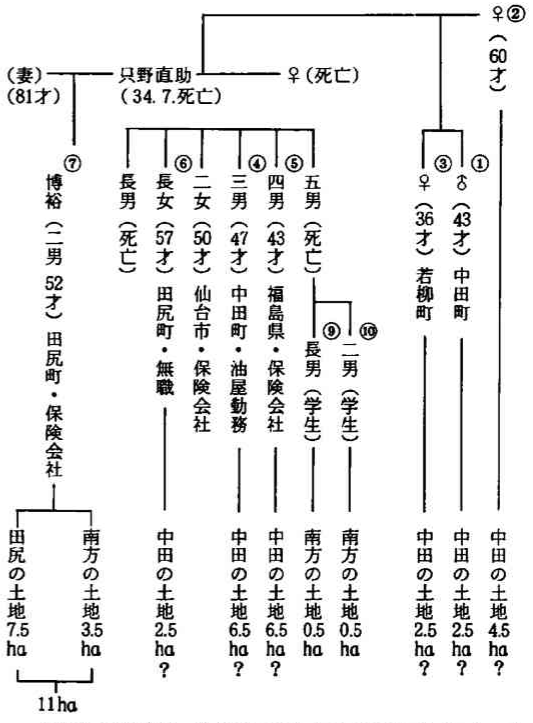

宮城県農業公社・鈴木和信氏作成の家系図を参考にして作成した。

○中の数字は、第4表の地主番号に相当。

(注) 聞き取りによる概数であるため、中田町分相続面積総計は、只野農場貸付地25.5 haと若干相違する。

大規模だったため、大型機械に頼らざるをえず経営体としてみた場合、「所得率が低く、毎年の米販売代金では借入金返済には不十分だという状況が毎年続いた[3)]」のだった。

只野農場では、これ以上赤字が累積するのを防ぐため、昭和45年第一次生産調整に対し全面休耕で対応する。さらに負債整理の為昭和46年3月、まず登米郡南方町分4.5haを合理化事業による賃貸借にのせ、翌47年4月には中田町分25.5haを、又、同年5月には田尻町分7.4haをというように次々と合理化事業による貸貸借にのせる。これにともない、農場を支えた大家族制も崩壊し、それぞれ他産業へと就労替えをしている。農地も当主只野直助氏の死後、昭和50年10名の間で分割相続され、所有権も分散してしまう(第1図)。ここに只野農場は名実ともに解体してしまうのである。

ここでは、こうした只野農場の賃貸借のうち、昭和56年3月で契約のきれる南方町と、昭和57年度できれる中田町について契約後の土地利用形態と、基本的にはそうした土地利用形態に規定されると考えられる解約に関する事情を両者を比較しながらみてみようと思う。

2. 南方町における「第二所有権」意識の形成

(1)南方の契約の内容

南方町の賃貸借契約は、宮城県農地管理公社を仲介として只野直助氏と8人の耕作者との間に結ばれている（第1表）、賃借人の選定は，78戸からなる「北大畑本郷開田組合」の総会で賃借希望をとってきめられたものであり、希望があれば誰でも応ずることができた。にもかかわらず実際の賃借希望者は8人にしかならず、1人当り51～62aの割で配分されている（ただ8人が賃借契約を結んだあとで、「開田組合」の中でもっと多くの人に貸すべきだというトラブルがおきたという)。農地は各借地人が個別に利用する形態をとり、それぞれ稲を作付けている。この「開田組合」は、只野氏の4.5ha を含む31haの遊水地の開田を担当した組合であり、現在、水利組合、土地改良区の役割を担っている。そしてこの時契約された小作料は反当15000円であった。

第1表　南方町の借入農家

（面積単位：㎡）

農家番号	所有地 水田	所有地 畑	所有地計	借入地	家族数と家族の年令
①	31,792	1,881	34,282	6,210	7人 ♂51 ♀42 ♂28 ♀23
②	34,392	873	35,265	5,358	7人 ♂56 ♀54 ♂32 農閑期 ♀31 兼業
③	32,401	2,711	34,503	5,574	6人 ♂67 ♀66 ♂34 ♀32
④	28,239	3,050	31,295	6,171	5人 ♂61 ♀56 ♂28 ♀25
⑤	26,300	727	27,027	5,175	7人 ♂61 ♀59 ♂40 ♀39
⑥	23,303	1,008	24,311	5,175	4人 ♂52 ♀52 ♂28 会社 ♀22 家具店
⑦	15,379	－	15,379	5,581	6人 ♂67 ♀62 ♂31 南方の会 ♀30 社 農協
⑧	15,893	1,486	17,379	5,795	8人 ♂65 ♀62 ♂31 ♀29
			合計	45,039	

農家番号は，河相氏の前掲報告書の農家番号にそのまま対応させた。
資料は農業委員会資料と契約申請書による。

(2)解約にあたって

(イ)所有者の見解

南方の4.5ha の大部分を相続したのは只野直助氏の後継者只野博祐氏であり、氏は田尻町の農地も含めて合計11haの農地を相続している。氏は、これらすべての農地を、契約切れ後自分で耕作する予定でおり、再び賃貸借契約を結ぶつもりはない。只野氏によれば、「農地管理公社へ父（直助氏）が貸したのは、父の世代からの過剰投資があ

3) 河相一成「前掲報告書」62P。

第２表　只野氏の家族構成

世帯主(博祐)	55才	保険会社をやめる
妻	54才	
長　男	32才	昭和55年11月勤務やめる
長男妻	26才	
母	81才	
孫	4才	
孫	1才	

ったためで貸している10年間いろいろ考えてみたが、その10年間は非常に長く感じ、10年たったら是非自分のもとへ土地をおいておき、農業で一本立ちしようと思い、契約が切れる日を待ち望んでいた。」という。その為に、現在32才になる長男も他産業就業をやめて農業のことを勉強しはじめ、意欲にもえているという。只野氏の家族構成は第２表のとおりだが、氏自身も勤めていた保険会社をすでにやめている。ところが、いざ農業をやるとなると（他産業就業から農業就業へと転換する為には)、機械をはじめとする新規投資が必要だし、水田利用再編対策に備えて何をやるかも考えなくてはいけない。つまり10年間のブランクをうめるためにも、氏は「56年度は考える期間、勉強期間にあて、その上で自分でやるか、第三者に委託するか、きめたい」としているが、南方分に関しては再び賃貸借契約をするつもりは全くない。

(ロ)耕作者の見解＝「第二所有権」意識の形成

これに対し、耕作者側からは賃貸借継続の要求がでている。その要求の根拠は只野氏（先代）が実際に耕作していたころにまでさかのぼる。

只野氏が南方町に所有する南方町本郷の土地は新迫川の遊水地だったところであり、昭和32年～33年に「新農村建設事業」で開田したところである。共有地と私有地とが混在していたところだが、それでも開田面積約31ha中只野氏の所有約約５ha（実測4.5ha)は明確であったという。開田後、只野氏は耕作のためにわざわざ田尻町から出作することになるが、人夫が足りなくなったり、耕作しきれなくなったりしたため、完全な荒らし作りになっていた。只野氏大規模面積を処理する為にも普通型コンバインをはじめとする大型機械を導入するが、しかし機械が大型化すればする程遊水地原野の開田地は荒れることになり、田面は波をうちますます粗放なものとならざるをえなかった。そのため只野氏は一次この南方分4.5haの売却も考えたようであるが，合理化事業を知り結局賃貸借にのせることにしたのだった。⑦農家の言葉をかりれば、「日本一の農業者だった只野さんでさえ陣頭指揮したにもかかわらず、投資多く収穫少ないということで手をやいてしまった」土地ということになる。賃貸借にのせようとした際、耕作希望者が当初８戸しかでなかったのも、この土地が10年に３回ぐらいは冠水のため収穫皆無となるからであり、現に賃借後の昭和50年にも冠水で収穫皆無のため小作料の減額請求をして受理されている。

しかし、それでも８人が耕作するようになってからは耕作者の負担で客土をやりなおし、水路を作ることによって只野氏の波状の田面をやっと同じような状態にしたのだという。反収も現在では480～540㎏となり、借りた当時からみれば２俵は上昇しているという。耕作者は、「只野氏でさえ手をやいて放棄しようとした土地に私財を投じてせっかくこれほどまでによい土地にし、今では水かけ、土質から、土地に適する品種まで我々は誰よりもよく土地の状態を把握しているし愛着もできているのに、ここで土地が借りれなくなるのは非常に残念だ」ということで強力に賃貸借の継続を主張している。

ところで、当時契約された小作料１５,000円は当時の南方町の標準小作料13,100円（只野氏の水田は下田）よりも高い。標準小作料よりも高く

設定された理由としては、実勢小作料に引きつけられたせいもあるだろうが（当時の下田の実勢小作料は3万～3,5万円であり物納形態が多かった。）ここで、実勢小作料との見合いで上昇したということ以上に注目したいのは、当時借受人がもっていた将来における土地の購買期待についてである。当時の状況を河相氏は次のように指摘している。小作料が高いのは、「将来、只野氏から買い取ることも考えているとされていることから、現在の地価から毎年支払う小作料をさし引いた額で買いとるという含みもあるといわれている」からである。このことは借地に対する有益費負担に如実にあらわれてくる。「開田組合」の運営は、耕作反当4000円と構成員1人当り300円の賦課金を収入としてなりたっているが(第3表)、合理化事業にのせている10年の間に前述したように「開田組合」の負担で（したがって只野氏所有地分の賦課金を支出する耕作者の負担で）只野氏の農地に水路を作り、客土をやりなおすという資本投下をしている。その際の労働は組合員の出役制をとっており、自分で耕しているところは自分で出役するのを原則としているから、労賃を含めれば、耕作者の只野氏の土地に対する投資は相当のものになると考えられる。こうした耕作者の自己犠牲的な土地投資が可能だったのも、将来における購買の可能性か、永小作を期待していたからだといってよい。したがって耕作者の要求も決して単なる有益費償還要求にあるのではなく、あくまで賃貸借の継続要求なのであり、いわば農地に対する「第二所有権」意識が生じてきているといってもよい。昭和56年3月の「開田組合」総会では、10年ぶりに総会へ出席し、あくまで貸さない方針をつらぬく只野氏（博祐氏は総会にはじめて参加）と借り受け人との間に感情的な対立も生じているのである。ただ客観的にみて、機械を3月現在でも所有していない只野氏にとって、田尻町分も含めた11haを耕作することは事実上無理と考えられ、荒らし作り的転作による転作奨励金をあてにして昭和57年に備えるのか、あるいは経営委託をするより他ないようにも思われる。

第3表　「北大畑本郷開田組合」の昭和54年度収支決算書

収入の部			
科目	予算額	決算額	説明
繰越金	250,088	250,088	
賦課金	1,241,680	1,241,680	310,420 ㎡×4,000 円
組合員割	23,400	23,400	78名×300
雑収入	5.000	5,000	農協3,000 共済2,000
利子	3,000	4,678	1,678 円の増
合計	1,523,168	1,524,846	
支出の部			
科目	予算額	決算額	説明
運転手給料	335,000	300,000	75,000 円×4ケ月 35,000 の減
機関場雑費	40,000	34,890	5,110 円の減
電力料	250,000	200,753	49,247 〃
事務用消耗品	20,000	7,548	12,452 〃
交際費	30,000	12,500	17,500 〃
役員報酬	100,000	100,000	
役員費用弁償	138,000	128,000	10,000 〃
事務所借上料	8,000	8,000	
総会費	20,000	20,000	
負担金	5,000	3,600	1,400 〃
会議費	50,000	29,718	20,282 〃
雑費	35,000	44,550	9,550 円の増
機械修理費	50,000	2,700	47,300 円の減
工事費	350,000	219,435	13,565 〃
予備費	22,168	(9,550)0	雑費流用
徴収手当	20,000	20,000	
研修費	50,000	50,000	
合計	1,523,168	1,181,694	341,474 円の減

ところで、借り受けた8戸の農家はすべて兼業農家となっており、合理化事業は他産業従事者の増加をくいとめることはできず自立経営の創出には役立っていない。ただ10年の間小作地を作った

第4表　中田町における賃貸借関係と「中田農事組合」員の概況

			大字字	田（自作）（借入）	畑	計	主要機械	他部門	主要家族構成と兼業
中田農事組合員	借入者	①	石森本町	370 a (23422) (6410)	5 a (1137)	375 a (30969)	トラ、田、コン、乾	乳牛1、繁牛1	(♂57) ♂32（農政局臨時） (♀57) ♀29
		②	〃 〃	90 (7924) (2142)	5 (819)	95 (10885)	?		(♂48)(農閑期土建) ♂25(勤) (♀46) ♀22(勤)
		③	〃 小塚	120 (10359) (8340)	10	130 (13707)	?	ワラ加工	(♂48) (♀44(農閑期製造工) ♀22(勤)
		④	〃 〃	140 (11676) (1885)	10	150 (13561)	?	繁殖豚3 ワラ加工	(♂44) ♂28(勤) (♀42) ♀19(勤)
						＜3149＞	貸付		
		⑤	宝江黒沼	220 (20177) (238)	15 (2433)	235 (22848)	トラ、田、コン、乾	ハウス170坪（電床菊）	(♂42) (♀40
		⑥	〃 〃	100 (9110) (892)	10 (1648)	110 (11650)	?	ワラ加工	(♂41) (♀39
		⑦	〃 新井田	140 (80) (6420) (6565)	10 (1275)	230 (14260)	トラ、田、コン、乾	繁殖豚7 ワラ加工	(♂48(農閑期米穀商手伝) (♀47 ♂19(勤)
		⑧	上沼長崎	180 (16359)	5 (366)	185 (16725)	トラ、田、バ、ハ	造田業	(♂45) ♂22 (♀43
		⑨	石森本町	(18272)	(1470)	(19742)			
		⑩							

（聞き取り調査による。（ ）内数字は土地賃貸借契約書添付資料に記入された数字）
単位は㎡。◯は組合員。

貸付者の概況

	居住地	相続面積	続柄	営業従事の程度	主たる家族構成等
①	中田町	2.5 ha	♂ (43才)	田40 a（飯米確保）、畑5 a、トラ、コン、田、乾	*♀60 {♂43(農閑期清掃会社) ♀43
②	中田町	4.5 ha	♀ (66才)		注＊は②と同一、①、③の母
③	若柳町	2.5 ha	♀ (36才)		（若柳町に結婚転出）
④	中田町	6.5 ha	三男 (47才)		{♂47(油屋勤務) ♂22(会社勤務) ♀43(消防事務)
⑤	福島町	6.5 ha	四男 (43才)		保健会社勤務
⑥	田尻町	2.5 ha	長女 (57才)		無職

≪聞き取りによる作成≫　相続面積は聞き取り時の概数。
相続人のため、契約当初の貸人とは必ずしも一致していない。

ことにより「第二所有権」意識を生成させ混乱を　よびおこしているといってよい。

3. 中田町での地主・借受人の共同経営

(1)中田町での「中田農事組合」の成立

中田町では昭和47年4月12日、第1表に示す9名が25.5haの共同借入契約を宮城県農地管理公社との間で結ぶことで成立している（第4表）。小作料は21,000円だった。

当初の借入予定者は9名ではなく11名だったが、その後借入意欲を喪失する者がでたり、逆に借入希望者が出たりで結局9名に減少したのだった。その減少は、南方の農地と同様中田の農地も、3年に1回は水害で収穫皆無となる宿命を背負わされており、借入者の借入意欲を喪失させたためである。したがって，契約を結んだ9名は、只野農場が背負う宿命を承知したうえで、①農家がいうように「農業内部での所得拡大を目指し、只野農場に勝負をかけてみようという意気込みを持った」人達だったといえる。

彼等は昭和47年8月8日に「中田農事組合」を設立し、25.5haで共同経営を開始する。しかし、共同経営の内容は彼等が当初志向した稲作ではなく、転作物としての牧草だった。それは、賃貸前の只野農場では45年の休耕にひきつづき46年は全面転作をしたからであり、町の産業課が強力に転作継続を指導したからだった。しかし、それは単に行政指導があったからというだけではない。只野農場の農地は冠水しやすく収穫皆無もありうるというので共済組合への加入を拒否されてしまったことにより、耕作者自身も稲作への意欲を少なからず喪失していたためでもあった。

(2)「中田農事組合」の性格と共同経営

「中田農事組合」は、借入者9名と地主1名（第4表の⑩）の10名（⑨は47年に交通事故に遭遇し継続参加が不可能になったため47年度中に脱退）で構成されている。地主（⑩農家）は、只野農場の大家族制が崩壊し、家族の殆んどが他産業へと転換する中で、彼だけ就業の場として農業を選んだのだった。借入者も彼の意向を組み入れ〔自作地を提供してもらい〕正組合員としてむかえ、ここに借入者と地主からなる共同経営組織という性格をもつ「中田農事組合」が成立したのだった。

組合は、迫農業改良普及所の指導のもとに事業費187万円（1／2補助）で土地改良をおこない、翌48年には事業費約894万円（1／2補助)で第5表に示す諸機械を導入し、大規模牧草共同経営としてスタートする。牧草は47年に町内の浅水農協へ生草で販売する契約を結ぶ。しかし、52年、浅水農協が10haの草地成造をしたため酪農家に相対で販売する形態に転換している。ただ、牧草販売を目

第5表　「中田農事組合」導入機械

	取得価格（予定価格）
トラクター（45PS）	1,620,000
（28PS）	1,390,000
（24PS）	1,100,000
ロータリー（2m）	480,100
（1.9m）	405,000
ダンプトレーラー（1t）	280,000
マニマスプレコダー（2t）	582,000
ピックアップワゴン（3t）	1,319,200
ブロードキャスター（40t）	130,000
プラウ（14×2）	174,600
デスクモア（4連）	470,000
ヘイメーカー	300,000
草カリキ（9台）	378,000
セフテーガード	174,600
計	8,803,500
（実支払価格	8,939,900）

（昭和48年度，「中田農事組合」総会資料より作成。）

第6表　「中田農事組合」の経営収支等

	47	48	49	50	51	52	54
転作奨励金	14,309,116	12,180,684	12,180,249	9,691,049	13,054,215	13,054,215	19,594,164
事業収入	451,232	1,693,500		2,963,370	912,499	73,000	2,926,910
うち、牧草販売代金	451,232	1,693,500		359,500	912,499	73,000	100,000
				2,541,370			
ニンニク販売代金							2,826,910
雑収入	13,430	96,302	292,784	30,032	64,519	88,640	34,410
繰入金						500,000	
繰越金		3,233,665	2,674,721	110,225	94,518		432,395
出資金				3,450,211			
貸付金戻入				1,800,000			
借入金		(35短期 3,600,000) 7,890,000		(35短期3,400,000) 5,850,000	(短期) 6,268,000		
補助金		*6,446,015（47年、48年の土地改良、機械購入等の補助金）					
A 収入総計	14,773,778	31,540,166	15,147,754	23,894,887	20,393,751	13,715,855	22,967,879
B 支出総計	11,540,113	26,262,994	15,663,071	24,951,352		16,428,554	24,386,120
うち 借地料	5,375,265	5,375,265	5,375,265	5,375,265		5,375,265	5,375,265
管理費	723,304	1,412,379	1,316,683	836,565		1,015,213	782,649
事業費	3,334,603	6,528,159	3,993,624	4,775,662		8,624,025	15,048,432
事業費うち 労務費	1,932,943	3,706,750	2,545,450	1,962,300		632,000	10,610,315
事業費うち 減価償却		997,549	625,542	1,216,193		2,618,952	2,953,752
貸付金		2,700,000	1,800,000				
特別会計	1,871,600	8,939,900					
借入金返済		858,000	858,000	1,858,000		1,348,000	490,000
設備費			2,125,425	11,792,000			2,655,000
備考	特別会計は、土地改良費	特別会計は、機械購入費 貸付金は、田植機購入予定 貸付金は、おそらく、保留したまま短借入金返済に充当したと考えれる	施設費は、田植機等購入	設備費は、コンバイン等購入 出資金は設備費予算額との差 短期借入残 2,400,000		ニンニク代金未収	設備費はニンニク消去機購入
(A－B)収入計－支出計	3,233,665	5,277,172 うち、2,674,721 繰越残、短期借入返済	△515,317 減価償却費を充当残、繰越	△1,056,475 減価償却充当、残うち 94.518 繰越		△2,712,699 減価償却充当不定は手持ち即金等を充当	△1,417,241 減価償却費充当
10 a 当転作奨励金	55,055	47,767	417,766	49,698	51,193	51,193	76,840
				6 ha稲作	ニンニク試験的に作付	3 haニンニク作付	2.5 haニンニク作付
借地料／転作奨励金＋事業収入	36.1%	38.7	44.1	42.5	38.5	40.9	23.9
a、一組合員当労賃収入	214,771	411,861	282,827	218,033		70,222	1,178,923
b、1日当労賃評価額（組合算定額）	2,000円	2,500円	2,800円	3,000円		5,000円	5,000円
a / b	107.4日	164.7日	101.0日	72.7日		14.0日	235.8日

「中日農事組合」総会資料より作成（51年支出、53年度総会資料欠落）。

的とした共同経営は決して採算のあうものではなく、経営としてみた場合赤字を再生産するようなものでしかなかった（第6表）。にもかかわらず経営体として存続しえたのは転作奨励金のおかげといってよかった。

もっとも、組合としてもなんとか転作奨励金に依存する経営からの脱却をはかろうと努力する。それはたとえば50年の6ha稲作復帰や、52年以降のニンニク3ha程度の作付にみられる。だが、稲作は、49年、50年と二年にわたり総事業費約1392万円かけて機械を装備したにもかかわらず、初年度の収益は計画粗収益の70%にしかならなかったことから、次年度からは完全に放棄され、もろくも失敗してしまう。ただ稲作にかわるニンニクが現在のところ一定程度成功するかの感を呈していることが唯一の救いといえよう。結局組合としての採算を単年度毎にみると、47年・48年が黒字となったものの、それ以降は借入金等を加えても赤字であり、減価償却費を食いつぶすことで収支のバランスをとらざるをえない状態だった。

共同経営が経営体としての存立を不可能にした要因をさぐってみると、第一に、3年に1度は冠水するという只野農場の土地条件がある。しかし第二に、こうした劣悪な土地条件であるにもかかわらず、10a当り21,000円という高い借地料で契約されたという事がある。この借地料の高さについて河相氏は、「反収が約7俵とすれば粗収益は56,000円、この地域の通常経費（労賃こみ）が35,000円とされているから残り21,000円である。この金額を小作料に支払えば経営者報酬は生まれず、また、資本利子さえも残らない[4]」と指摘している。さらに第三に、この「法外」な借地料を作物の生産販売からあがる収益によってではなく、もっぱら転作奨励金で支払う形態を余儀なくされたことが経営の再生産を強く圧迫している。仮に当初から稲作を経営対象としていれば、米価の上昇にともない経営収入にしめる借地料の割合は低下し経営収支も改善されたであろう。しかし、転作奨励金は、水田利用再編対策が実施される53年までは10a当約50,000円程度にすえおかれたため、経営収入（その大半は転作奨励金）にしめる借地料は約40%という高い比重をしめつづけたのである。

これらの要因から、中田分25.5haでの共同経営は正常な再生産すらままならない状態に追いこまれている。しかし、その反面、組合員1人当りの労賃収入でみる限り、47年は約21万円、48年、49年、50年がそれぞれ約41万円、28万円、22万円、そして54年には約118万円と高い水準を実現している。このことは、農業就業の場の拡大＝農業所得の増大という共同経営の当初の目的は一定程度実現しているといえよう。ちなみに各年次の労賃収入を地域の農外就労賃金と匹敵すると考えられる組合の一日当り評価額で換算すると、48年が約107日、それ以降165日、101日、73日に相当し、54年は約236日と通年農外就労をした場合とほぼ同じになっている[5]。そしてこの就業の拡大は、52年以降のニンニクの一定程度の成功と、53年以降の転作奨励金の増額により実現されたといえる。つまり、中田町では、農民の農業就労の場を賃貸借を媒介として作りあげたのであり、そうした場を今後とも維持するため、昭和57年3月31日の解

4) 河相一成「前掲報告」P58。なを、借地料決定の経過については同報告を参照されたい。

5) 52年度はニンニクの販売代金が未収のため、労賃は総額632,000円、一組合員当り約7万円（14日）と低くなっている。52年度予算案ではニンニク販売代金を3,000,000円計上している。この販売代金がそのまま収入に組み入れられたとすれば、従来の組合の収支決算の仕方からみて労務費に組み入れられると考えられるため、一組合員当労賃収入は最底約40万円（80日）にはなると推計される。

約を目前にした現時点で賃貸借の継続を希望している。しかし、地主は「10年のけじめはつけるべき」という考えから今のような形での賃貸借の継続は考えていない。

(3)賃貸借解約前夜の借入者と地主の関係

解約により賃貸借が継続されないということは、組合員にとって通年農外就業に匹敵する農業就業の場を奪われることであり、生存権をおびやかされることにつながる。まして、10年という歳月が組合員の大半の年令を40才代後半に高めており、解約後に有利な農外就労の場を確保することが困難と考えられる以上なおさらのことである。そうである限り、借入者は「第二所有権」（生存権的耕作権）を主張し、南方町のように強く地主と対立しても不思議はないはずである。しかし中田町の場合、南方町のような地主対借入者の対立は生じていない。

それは、組合が借入者と地主からなる組織形態をとっており、組合員（自作地耕作者）と地主という二重の性格をもつ⑩農家が地主と借入者との意思疎通をはかるパイプ役をはたしており、借入者との意思疎通がはかれることによって相互の信頼関係が成立しているのである。このことは、南方町のように、地主と借入者との間にバッファー機能が存在せず、両者の感情的対立が生じているのと対蹠的である。

中田町の借入者は、賃貸借契約の形態は変化するものの、こうした信頼関係によって賃貸借は解約後も新たに再生されるであろうという確信をもっている。また、地主も「10年のけじめはつけるべき」との考えによる賃貸借継続の否定も、現在のような公社を通しての賃貸借継続の否定ということであり、あらたな形式での賃貸借継続を否定しきってはいない。この点に関しては借入者も同様で、公社を通して10年という長期の賃貸借を継続することは希望していない。①がいうように、「農政が長期的にみとおせない状況下では、農政の変化に遅れずに対応していくためには10年という期間は適当ではない。3年位の短期の賃貸借のほうがよい」ためである。

しかし、賃貸借契約の終了が来年のことであり、両者の意向がどのような形で統一され、どのような形態の賃貸借関係が締結されるかはいまだ流動的である。しかし、地主と借入者とのあいだに地主と組合員という二重の性格をもつ⑩農家の存在により意思の疎通がはかられ、そのもとで両者の信頼関係が形成されている以上、南方町のような事態が生じることはなく、徹底した話し合いを通じ両者にとって最良の賃貸借関係が再生されることはまちがいないであろう。

4. むすびにかえて

以上、南方町と中田町の10年間賃貸借をみてきたが、両者には、第一に個別的（借地）利用と共同利用という違いがあり、第二に地主対借地人の対立が顕在化しているのと緩和されているのとの違いがあった。個別的利用の南方町ではすべてが兼業化しているにもかかわらず、「自分達の生活を維持し家族を分離させないためには農業をどうしても切り離せない。その為には農地も減らせない」（第1表⑦農家）という「第二所有権」（生存権的耕作権）を生成させ、それが解約にあたって地主と借地人との感情的対立にむすびついているのであり、他方、中田町では、地主も共同組合に参加することにより両者の対立を潜在化させているのだった。こうした事例から、ここでは次の三点がいえるだろうと思われる。第一に、農民の農業就業機会を多くするためには個別分散的土地利用よ

り共同利用の方が効果があること[6]。第二に、農民を、たとえば地主と借地人という形で機能分化させつつ賃貸借を拡大するより、耕作者として同一機能をもっている者同士で賃貸借を形成させた方がより創意ある形態を作れるし、又解約にあたってのトラブルも少ない事、さらにそれは生産組織等によって両者が協同の関係にあればなおさらのことである。第三に、10年という長期にわたる契約は、特に劣等地の場合「第二所有権」を形成しやすい事等である。

以上、南方と中田の例を比較しつつ、合理化事業解約の状況とそれを規定すると考えられる契約後の土地利用形態についてみてきたが、本稿をなすにあたっては、東北大学農学部大学院の須川和比古氏の全面的協力を得た。また調査にあたっては、宮城県農業公社　鈴木和信氏、南方町農業委員会　添野荒男氏、中田町農業委員会　羽生康夫氏の協力を得た。記して感謝したい。

（東北大学農学部助手）
（同　　院生）

6）ただし、このことは必ずしも一般化できるものではないかもしれない。